

平成27年度 第7回三重県公共事業評価審査委員会議事録

1 日 時 平成28年2月16日(火) 15時10分～17時10分

2 場 所 三重県吉田山会館 第206会議室

3 出席者

(1) 委員

安食和宏委員長、酒井俊典副委員長、岡良弘委員、木下誠一委員、田中彩子委員、野地洋正委員、三島直生委員、森下光子委員

(2) 三重県

(農林水産部) 次長(農業基盤整備・獣害担当) ほか

(農林水産部) 次長(森林・林業担当) ほか

(農林水産部) 次長(水産振興担当) ほか

(県土整備部) 次長(道路整備担当) ほか

(県土整備部) 次長(流域整備担当) ほか

(県土整備部) 次長(住まいまちづくり担当) ほか

(企業庁) 水道事業課 課長 ほか

(事務局) 県土整備部副部長(公共事業総合政策担当)、公共事業運営課 課長 ほか

4 議事内容

(1) 三重県公共事業評価審査委員会開会

(司会)

それではお待たせをいたしました。定刻でございますので、ただ今から平成27年度第7回三重県公共事業評価審査委員会を開催させていただきます。

さて、本委員会につきましては、原則、公開で運営する事になっております。委員長、本日の委員会は、傍聴を許可してよろしいでしょうか。

(委員長)

委員の皆さん、いかがでしょうか。本日の委員会は、公開で行うという事で傍聴を許可してもよろしいでしょうか。はい、異議なしという事ようです。それでは、傍聴を許可いたします。

(司会)

それでは傍聴の方が見えたら入室をお願いします。

本日の委員会につきましては、10名の委員中、8名の委員にご出席をいただいておりますので、三重県公共事業評価審査委員会条例、第6条第2項に基づき本委員会が成立する事をご報告いたします。

それでは、本日の議事次第について、事務局から説明させていただきます。

(事務局)

本日、資料1の議事次第でございますように、これまで委員会でご審議いただきました各事業

の対応方針を、資料4の事業方針書に基づき報告させていただきます。「議題1再評価結果における今後の対応方針」につきましては、農林水産部の取り組み、県土整備部、企業庁の取り組みの順で、個々の事業の取組を報告いたします。質問につきましては、各部の取組報告の後で、部ごとに一括してお受けしたいと思っております。この後、短い休息を挟みまして、後半は、「議題2事後評価結果における今後の対応方針」につきましては、農林水産部、県土整備部の順で個々の事業の取組を報告いたします。質問につきましては、各部の取組報告の後に、部ごとにまとめてお受けしたいと思っておりますので、よろしくお願い致します。なお、最後に、青いインデックス、資料編を添付しております。ここに本年度の再評価箇所、事後評価箇所の概要を掲載しておりますので、併せてご参照ください。

(司会)

ただ今の説明に何かご質問ご意見等ございませんでしょうか。それでは、議事次第の議題1以降につきまして、委員長に進行をお願いしたいと思います。委員長よろしくお願い致します。

(委員長)

それでは、ただ今からまず議題1再評価結果における今後の対応方針について、進めていきたいと思っております。この件で、まずは事務局の方からお願いします。

(事務局)

それでは、議題1「再評価結果における今後の対応方針」を報告させていただきます。資料4、事業方針書の1ページをご覧ください。

本年度の委員会におきまして、こちらの表にあります12事業について再評価の審査をお願いしました。審査の結果、12事業全てについて「事業継続を了承する」と継続の答申をいただきました。この答申及び、合わせて頂戴しましたご意見を踏まえて、事業の対応方針をまとめました。なお、それぞれの具体的な対応方針につきましては、各部の担当次長、担当課長から報告いたしますので、よろしくお願い致します。

(司会)

それでは続きまして、事業方針書3ページからでございます。農林水産部の取り組みという事で、林道事業の対応方針を説明させていただきます。それでは、林道事業の報告をお願いします。

(森林・林業担当次長)

林道事業の対応方針について、説明させていただきます。4ページをご覧ください。林道事業の対応方針について再評価審査対象路線は、林道事業1番波留相津線でございます。平成27年8月21日に開催された、第3回の公共事業評価審査委員会の審査の結果、「事業継続の妥当性が認められた事から、事業継続を了承する」との答申をいただきました。林道事業の背景でございますが、林道事業は、森林施業の効率化や収益性の向上、森林機能の増進を目的として、森林施業の基盤となる林道を整備する事業でございます。波留相津線は、松阪市飯南町の波留地区と相津地区の集落間を連絡する骨格的な林道であり、森林資源の有効活用や森林施業の促進による

公益的機能の発揮のため、効率的な森林施業・生産・流通を図る事を目的として整備を進めています。再評価対象事業の対応方針でございますが、事業継続の妥当性が確認された事から、事業効果の早期発現に向けて、事業を継続して実施してまいりたいと考えております。事業への対応方針でございますが、森林資源の有効活用や森林施業の促進による公益的機能の発揮のため、早期の事業完成を推進する必要があると考えております。

当該事業は国庫補助事業で進めており、予算措置がされるよう国に要望しながら、必要な予算の確保に努め、早期完了に努めてまいりたいと考えております。以上でございます。

(委員長)

今、農林水産部の取り組みという事で、林道事業について、今後の対応方針を説明していただきました。委員の皆様いかがでしょうか。今の説明につきましてご質問、その他コメントなどよろしく申し上げます。

今回は先程ご説明がありましたように、すでに事業継続を了承するという事で認めているわけですが、今後の方針と言いますか、そのあたりについて意見交換を行う必要があるだろう、という事かと思えます。そのあたりについて、特にいかがでしょうか。

一つ私から質問ですけれども、事業効果の早期発現に向けて継続して実施してまいります、という事ですが、そもそもの事業年度は、何年までの予定だったでしょうか。

(森林・林道担当次長)

今回評価いただいた評価書では平成32年度までということです。

(委員長)

可能ならば早期発現に向けてというならば、それはそれでいいとは思いますが、なにか具体的にその期間をより短縮できそうであるとか、何かそういう様な事が期待できるところはあるのでしょうか。

(森林・林業担当次長)

山間部で開設する事業で、両端から着工する以外では、なかなか、途中からレアケースではそういう場合も接続道があって、できる場合がありますけれども、まあ非常になかなかそういう事が現実的には困難なんで、ある意味、予算をしっかりと確保して事業を進捗して行くしかない、というような事もございますので、予算確保に努めて早期の完成を目指していきたいと思えます。

(委員長)

いきなり工期を短縮するのはまあ厳しいかもしれないと。ただ逆に言いますと、その当初の予定通りにはなんとか行けそうだと、そのように考えてよろしいのでしょうか。更に、伸びそうだという事はあまり無い、ということでしょうか。そのあたりいかがでしょうか。

(治山林道課)

当初の計画が伸びた原因を、評価委員会にご説明をさせていただいたと思えますが、中央構造

線のところを通過したという事で、崩壊が発生した為に、工期が間に合わないことから、事業費も増加したというような内容でございます。あの林道事業につきましてですね、当初の設計において経費を削減といいますか、経費の増嵩を防ぐために、詳しいボーリング調査というものを実施はしておりません。このため、今後これまでの経験値から、ある程度の軟弱な所を通過するだろうという事は想定しておりますけれども、どのような軟弱地盤にぶつかるかというところまでは確定はしておりませんので、まあ今後予算を確保して、それから低コストで努めて行くという事が大事かと考えております。審査においてコメントをいただいた区間におきましては、現在のところ軟弱地盤の所は通過したと考えておりますので、工期内5か年で完成をさせるという予定でおります

(委員長)

はい、わかりました。早期発現に向けてのところは、是非お願いしたいと思います。委員の皆様、その他、ご意見ご質問などいかがでしょうか。

(委員)

国庫補助金事業で進められている範囲と言う事なんですが、補助率が100%という事なんですか。

(治山林道課)

国庫補助事業で実施をしております、国の補助率が1/2、県の負担額が1/2でございます。

(委員長)

疑問点はよろしいですか。

(委員)

事業サイドの解決方針のところ、国庫補助事業で進めており、十分な予算が取られるよう、国に要望しながら必要な予算の確保に努める、というが、これ、国にも要望して県も予算確保に努めるという趣旨ですよ。そういう趣旨で1/2ですよ。100%だと三重県は要望するしかないのかというふうに思ったものですから、そのへんの確認の質問でした。

(治山林道課)

国庫補助事業を活用してやっていますので、国の財源をしっかりと確保して、それに対応する県費を確保するという状況ですので、まずは国に、この路線だけではございませんので、全体の林道事業の国費の予算を確保して、その中で、県として優先順位をつけながら事業を進めているというような状況でございます。

(委員長)

その他はご意見ご質問等はいかがでしょうか。

(委員)

早期完了に努めていただくという事で、予算の確保に努力するという事ですけども、なかなか国もそうですし、県も予算は毎年毎年削られて圧縮されていますけれども、例えば国から頂く予算は、個々の今のこの事業に対していくらというのじゃなくて、全体でくるものを県で配分するんですかね。で、こういう圧縮されている時に、後5年で出来るという見通しは、かなり濃いついていただいでいいでしょうかね。

(治山林道課)

確かに、国も県も非常に予算状況は厳しいですけども、県としての考え方は、完成が間近な路線には、なるべく優先して配分して完成をさせて行くというような考え方で、予算を配して、限られた財源ですけどもやっていますので、このへんについては災害等がなければ平成32年度の完成という形で今考えております。

(委員)

はい、わかりました。ぜひ、よろしくお願いします。

(委員長)

委員の皆様その他はよろしいでしょうか。では他は特に無いようですので、よろしいでしょうか。それでは農林水産部の取り組みにつきましては、ひとまずここまでという事にさせていただきます。それでは事務局からお願いします。

(事務局)

それでは、説明者の交代をお願いします。

(司会)

続きまして、事業方針書6ページからでございますけれども、県土整備部の取り組みで、道路事業、河川事業、海岸事業の順で、続けて対応方針を説明させていただきます。それでは、道路事業のほうから説明をお願いします。

(道路整備担当次長)

資料の6ページでございます。道路事業8件再評価事業の再評価審査対象事業がございます。2番一般国道477号西浦バイパス、3番一般県道一志出家線、4番一般国道368号仁柿峠バイパス、5番一般国道422号八知山拡幅、6番一般国道167号鶴方磯部バイパス、7番主要地方道磯部大王線志島バイパス、8番一般国道422号三田坂バイパス、9番一般国道368号大内拡幅でございます。

委員会の意見といたしまして、平成27年8月11日に開催された第2回三重県公共事業評価審査委員会の結果、5番、8番、9番につきまして「事業継続の妥当性が認められた事から、事業継続を了承する」との答申をいただき、続きまして27年8月21日に開催されました第3回

三重県公共事業評価審査委員会の結果、3番、6番、7番につきましても「事業継続の妥当性が認められた事から、事業継続を了承する」との答申をいただきました。

また、平成27年9月29日に開催された第4回三重県公共事業評価審査委員会における審査の結果、2番、4番につきまして「事業継続の妥当性が認められた事から、事業継続を了承する」との答申をいただきました。9番につきましては「渋滞緩和効果について、より現実的でわかりやすい説明をされたい」という意見を、4番につきましては「事業期間が長期に渡る事から、事業期間の短縮とコスト縮減を図り、事業の早期完成に努められたい」との意見をいただいております。

道路事業の背景でございますが、道路は、地域の生活、産業、観光を支えるとともに地域間交流を支援するなど、県民生活を支える重要な社会基盤です。しかし、本県の道路整備状況はまだまだ十分ではない状況でございます。限られた予算の中で、主要幹線道路にアクセスする道路、緊急時・災害時に対応できる道路や、地域の課題やニーズに的確に対応する道路について、計画的な整備に努めております。対象事業の対応方針でございます。再評価におきまして事業継続の妥当性が確認された事から、事業効果の早期発現に向けて事業を継続して実施していきます。

事業への対応方針でございます、今後の事業の課題でございます。今回の再評価対象事業は、地域間の連携機能の充実や異常気象、災害時における孤立の防止や幅員狭小区間の解消など、安全で円滑な交通を確保するものである事から、確実な整備の推進が必要でございます。事業説明におきましては、事業効果をより明確に説明するとともに、渋滞緩和効果を分かりやすく説明する必要があります。また、事業期間が長期にわたる事業におきましては、事業期間の短縮とコスト縮減を図る必要があります。課題の解決方針でございますが、事業の説明におきましては、事業効果をより明確に説明するとともに、より現実的で分かりやすいように工夫した説明に努めてまいります。新技術の採用を積極的に検討するなど、事業期間の短縮やコスト縮減に努めてまいります。今後も引き続き市町や関係機関との連携を図り、事業の早期完成に努めてまいります。道路事業につきましては以上でございます。

(司会)

続きまして、事業方針書8ページでございます、同じく県土整備部の取り組みで、河川事業の報告をお願いします。

(流域整備担当次長)

8ページをご覧ください。河川事業二級河川相川でございます。相川は、津市の南部を東西に流れて、元日本鋼管のところ造船場のあたりへ注ぐ二級河川でございます。委員会からの意見は、昨年9月29日の第4回委員会で「事業継続の妥当性が認められた事から、事業継続を了承する」という答申をいただいたところでございます。河川事業の背景と致しましては、三重県は日本でも有数の多雨地域であって台風が常襲する地域であります。このため、浸水被害が発生をしているところがございますけれども、三重県が管理する河川で改修を要する区間の内の、整備をした率と言いますと、まだ全体の39%というような事で、非常に低うございまして、治水対策の推進が望まれているといったような背景がございます。

4番目の再評価対象事業の対応方針でございますが、浸水被害の軽減を目指して今後も事業を

継続してまいります。

5番目5-1の事業の課題でございますが、二級河川相川の改修事業につきましては、下流部で合流する支川の天神川と一体になって整備を行っております。27年度までには、相川の河口部から天神川合流点までの右岸側について、改修を完了してきておりますが、まだ、事業完成までにはたくさんの事業費と時間を要しますので、早期に部分的にでも事業効果を発現させる必要があると考えております。

9ページにまいりまして5-2番でございます。課題の解決方針でございます。現在のところ、概ね30年間で整備する内容をとりまとめております、河川整備計画といった法定計画がございますけれども、これに基づいて現在、平成51年度の完成を目標に整備を進めております。天神川の合流点までは既に出来ておりますので、更にそこから上流に向かって橋梁の架け替えや河川の拡幅を実施してまいります。原則として、河川でございますので下流から上流に向かってという事になるわけですが、JRよりすぐ上のあたりで既に用地買収が大部分完了しているところがございますので、早期に事業効果の発現を目指してですね、一部そういうところにも手を広げるような対応をして行きたいと考えております。また、公共工事間におきまして、現場で発生する残土を有効利用するというような、コスト縮減も引き続きやって行きたいと考えております。河川事業は以上でございます。

(司会)

続きまして、事業方針書10ページをお願い致します。さきほど、海岸事業といたしましたけれども街路事業、県土整備部の取り組みでございます。ご報告をさせていただきます。

(住まいまちづくり担当次長)

街路事業について説明をさせていただきます。再評価対象事業につきましては、近鉄名古屋線川原町駅付近連続立体交差事業でございます。委員会意見としましては、平成27年9月29日に開催された第4回の委員会において「事業継続の妥当性が認められたことから、事業継続を了承する」との答申をいただきました。

3番の街路事業の背景ですが、街路事業は、都市における円滑な交通機能の確保及び公共空間を備えた良好な市街地の形成を図ることにより、安全で円滑な都市生活と機能的な都市活動に寄与することを目的とし、市街地の都市計画決定された道路を整備する事業でございます。近鉄名古屋線川原町駅付近連続立体交差事業につきましては、川原町駅付近において鉄道を高架化することにより、4箇所の踏切を除去し、都市内交通の円滑化を図るとともに、鉄道により分断された市街地の一体化による都市の活性化を図ることを目的として、事業を進めております。

4番、再評価対象事業の対応方針につきましては、事業効果の早期発現に向け、事業を継続して実施していきたいと考えております。

5番、事業への対応方針ですが、事業の課題につきましては、川原町駅付近においては、踏切部で人と車が輻輳し非常に危険な状態であることや、鉄道により地域が分断され、まちづくりの支障となっていることから、四日市市や地域住民から早期整備が望まれております。課題解決の方針についてですが、引き続き四日市市や近鉄との連携を図り、早期完成に向け計画的で効率的な事業執行に努めてまいります。説明は以上でございます。

(委員長)

今、まとめて県土整備部の取り組みという事で説明をお聞きしました。道路事業が8箇所、それから河川事業が1つ、それと街路事業を1箇所ということで、続けて今、お聞きしましたが、それぞれの事業について、その対応方針を教えてくださいましたが、今の説明につきまして、委員の皆様いかがでしょうか？ご意見、ご質問などよろしく申し上げます。いかがでしょうか。

(委員)

先ほどの、林道と同じ事になるんですけれども、解決方針の中に、事業の早期完成に向けて、という言葉が全部入っているんですけれども、道路事業でも河川でもそれから街路でも、全て国民の安心安全、あるいは災害等を考えていくと大変必要な事業だと思うんですが、ものすごく沢山の事業がある中で、これを同じ温度差でやるのか、あるいは、ちょっと温度差があるのか、そのあたり、県の方の意向をお伺いしたいなと思います。

(道路整備担当次長)

温度差というと、なかなか表現しにくい部分もあるかと思いますが、それぞれの事業、道路につきまして、いわゆる山岳部を抜けるような通行機能を確保するものですか、あとは、交通渋滞を解消していくようなものといった部分がございます。例えば、渋滞を解消するとか、企業誘致とかですね、工業団地の立地みたいなものが、計画されていて、そういったものと連動させるといったところにつきましては、出来る限り、集中投資したものの民間の投資を呼び込むといったところも意識しながら進める事業もございます。ただ、やはりなかなか、用地の確保というのが最大の課題でありますので、そういったところを一つ一つ、地域の皆様のご協力をいただきながら、課題を解決しながら進めて行く、というような形になるのかなというところがございます。なかなか温度差というところについては、限られた予算の中でございますので、しっかりと目標をですね、出来る限りお示ししながら進めて行きたいというふうに考えております。答えになっていない部分はあるかと思いますが、そういうふうに考えてございます。

(流域整備担当次長)

流域関係、特に河川の場合はですね、安全安心という事が最大に求められますので、現に浸水被害を受けているような所ですか、あるいは、一旦浸水すれば、大きな被害が出る所、言い換えれば、事業効果が非常に高いところ、という事になるわけですが、そういう所を重点的に、投資をしていきたいと考えております。また、通常の効果を示させていただいたような、補助による、国庫補助による事業の他にも県単独の事業もございますし。現在非常に問題になっております堆積土砂の撤去などにもですね、いろんなやり方で力を入れて行きたいと考えております。

(住まいまちづくり担当次長)

街路事業につきましてはですね、箇所が限定されますので、箇所数としてはあまり多くは実施しておりませんが、今、重点的にやっているのがですね、鉄道との立体交差を進めるという中で、

今回再評価を受けました連続立体交差事業についてはですね、用地も完了しておりますので、最優先で実施して行く、というつもりでおります。以上でございます。

(委員)

沢山の事業をされている中で、県の中でいろいろと考えられて、予算要望されていると思うんですけど、それを住民の方にきっちりと説明していただいて、このために必要だとか、こういう事をやりたいとかというのが、住民県民の方が理解して頂ければ用地も、取りやすいし、事業が進捗しやすいと思いますので、是非ともそここのところを留意していただければと思います。

(委員長)

今のご意見なども参考にさせていただきたいと思います。その他はいかがでしょう。

(委員)

同じような質問になるかもしれませんが、県土整備部さんの事業はですね、結構B/Cが下を1.1から、上は2.5でしたっけ？かなり幅広くB/Cがありますね。もちろん、これだけが、重要度ではないんだろう、というふうには思っています。定性的な面が沢山おありになるとは思いますが、県民から見ると、どういう方針や原則で、さっきの優先順位をつけているという事が分からないと思います。例えば、1.1というのは、道路事業でいうと4番というのは、緊急輸送道路ですから、重要なんでしょうけれども、こういう所はどうしても、B/Cは低くなりますね。そうすると、なかなか、量では測れないところを、どういうふうの方針としてお示しになるかによって、県民の理解度は違ってくると思うんです。その点で、私はお話を聞いていると、1以上だったらやる、やるやらない、の判断をやられているだけで、費用対効果分析の1以上の数はあんまり気にされていないような印象はあったんですが、それも含めてですね、どういう方針でこの優先順位を付けているのか、もう少し明確にさせていただきたいと思います。だいたい、イメージは分かりますけれども。例えば、緊急輸送だとか、安全上とりわけ重要なところとか、おっしゃられたようにある種の開発と一体となったようなものは、そのへんタイミングを合わせて優先するとか。そういう考え方をもう少し、それを分かりやすくされた方が、県民の方に理解しやすいのではないかとこのように思います。というのは意見ですが。それを踏まえて、B/Cについて、どんな風に今まで、見られておられたか、もし分かれば教えていただければと思います。

(道路整備担当次長)

B/Cにつきましては、特に道路事業全体的に低めに出やすいといたら変なんですけれども。いわゆる時間短縮効果というのと、走行経費が安くなる。タイヤのすり減りが減るとか、燃料の消費が減るとかというような効果。後は、道路がクネクネしていたのが直線化するような形での交通事故が削減されるというような形の効果の、いわゆる3便益と道路では一般的には言っていますけれども、それについてを定量化したものでございます。当然、道路の効果の中には、そういうふう新しい道路が出来ることによって、CO2の排出量が減るですとか、そういった事は見込めるところがあるんですが、なかなか金銭化とか、そういった部分も難しいですね。当然事業の中身によっては沿線に新しい開発がされるとか、そういったものを何か変わる訳でございます

が。そういう意味での、計算になっていない、どちらかというとな過小的な評価をしていると、私の方では理解しております。B/Cは1.1というものは、ある意味、事業をやるやらないの判断のところの一つの物差しになってございます。今、言ったように時間短縮の効果が見込めるかどうかといったところがありますので、防災面の要素が強いような事業につきましては、どうしても事業評価というこの計算式という中では、B/Cというのはなかなか出てきにくい事業も中にはございますので、必ずしもそれが全ての要素だというわけではないんですけれども、一般的にはこのような形でのバイパス等の事業につきましては、1.0というのが一つの事業化をする際の判断基準になっております。1.1だからとか2を超えているとか、3を超えているとかいうところで、必ずしも優先順位がどうっていう訳ではないんですけれども。ただ、大きなB/Cが出ているという事はですね、それだけ、単純に時間短縮とか渋滞が減るといような効果が高いといったところもございますので。そういう意味では、そういった事業については、個々でこれとこれを比較してどうっていうのはお答え出来ないところがあるんですけれども、一般的にはそういったものにつきまして、かなり早期の段階で事業が行われてきているというのが現状かなと思って下さい。

先ほど、申しましたように、道路事業につきましては、防災上とか、中々狭い物の解消とか、そういった目的によって、一つの物差しっていうのは、国の方でも今、同じような形の事業評価の算定でやってございますので、中々、それを変えていくのは難しいところもございますが、そういう状況でございます。

(流域整備担当次長)

流域の関係では、今日は再評価の方で河川事業は上げさせて頂いて、事後評価の方で、港湾事業と砂防事業、海岸事業の3つを上げさせて頂いております。港湾事業は、若干性格が違いますが、今、申しました、港湾事業以外の3つにつきましては、安全安心を守るというような観点で、被害をどれだけ軽減できるかというようなところが、重要なところになってくると考えております。ですので、B/Cの観点からすれば、大きいにこしたことはないんですし、大きいということは、被害軽減効果が大きいので、それだけ沢山の人命、もしくは沢山の資産が助かるということになろうかと思っておりますので、当然、事業をやる意義というものは、大きいと思っております。それも一つの観点であると考えておまして、例えば、砂防事業でございますと、災害時に援護を要する、避難をする為に援護を要する方々が利用していらっしゃる施設を守るところですとか、あるいは避難地ですとか、避難路を守るような事に繋がる施設の整備、というような事も重点的にやらせていただいておりますので、多面的な評価でもって、事業の優先度というのを決めているという事でございます。

(住まいまちづくり担当次長)

街路事業のB/Cの考え方は、担当次長の言われた事とほぼ同じでございます。いろんな事業の効果をご説明したり、PRする際にはですね、費用対効果以外の部分も含めてですね、しっかり説明していきたいと思っております。以上でございます。

(委員長)

ひとまずよろしいですか？その他は、いかがでしょうか。ご意見など。はい、どうぞ。

(委員)

近鉄名古屋線の河原町付近の立体交差事業について、お伺いしたいんですけれども、4箇所の踏切が無くなって、地域、市街地が一体化して使えるという事で、その地域の発展の為にとても良い事で、平成 29 年ですか、もう完成というので、素晴らしい事だと思いますが。質問と言いますか。今後、いろいろな地域で同じように立体化して行くというような構想をお持ちであるのか。実現が可能なのかという事と、これは近鉄さんも費用を負担して下さるのかという事。それだけ聞かせて下さい。

(住まいまちづくり担当次長)

まず、連立のところ、近鉄さんの負担についてはですね、算定方式がございまして、この事業につきましても、費用負担をいただいております。

それと、今後、このような事業が県内各地で展開されるのかという事についてはですね、正直、連続立体交差事業というのは、非常に厳しいかなと思っております。ただですね、鉄道との立体交差というのはですね、こういう人口集中していて、かなりの路線が頻繁に横断する場所はですね、連立の効果もあると思っておりますが、少し、人口が少ない小さい規模の都市になりますとですね、単独立体ということで、道路側をオーバーする、鉄道を越えるなりですね、下をくぐるなり、そういうやり方もございまして、連続立体につきましても県内最大都市、四日市でやっておりますけれども、それ以外のところについては、それぞれの単独立体で行きたいなと思っております。

(委員)

ありがとうございます。出来る限り進めていただくとよろしいかと思っております。

(委員長)

他によろしいでしょうか？県土整備部の取り組みに関して、その他は、では、特に他は無いようですので、それでは県土整備部の取り組みにつきましても、ここまでといたします。

では、もう一度事務局の方からお願いします。

(事務局)

それでは、説明者の交代をお願いします。

(水道事業課長)

資料の 12 ページをご説明させていただきます。水道施設整備事業の対応方針という事で、今回、1 の再評価審査対象事業という事で、12 番の北中勢水道用水供給事業でございます。

2 番の委員会意見でございます。平成 27 年 7 月 14 日に開催された平成 27 年度第 1 回の委員会そして、8 月 21 日に開催された 3 回の評価委員会における審査の結果、事業継続の妥当性が

認められた事から、事業継続を了承するとの答申をいただきました。ありがとうございました。

3番の水道施設整備事業の背景でございます。三重県の水道事業は、水源開発の減少、膨大な開発コストを伴う財政負担、水源水質の悪化など、市町単独での水源確保が困難な状況である事から、水道を広域的に整備する事により、適正かつ合理的な水利用を図るとともに、水道事業体の経営基盤を強化し、将来にわたり水道水の安全性と安定供給を確保するため、各受水市町からの要請を受けて県営で水道用水供給事業を実施しているところでございます。

県北部広域圏という事で、北勢、中勢地域でございますけれども、市町からの要請に基づきまして、県、環境生活部の方ですが、北部広域圏広域的水道整備計画を策定し、企業庁の方で、北中勢水道用水供給事業という事で、水源を（長良川）河口堰に求めて、北勢地域の4市4町と中勢地域の2市を対象に、施設整備を行っているところでございます。

計画区域における水需要は、今後、やや漸減傾向にあるものの、市町水道事業では、自己水源機能の低下や施設の老朽化、近年の少雨化傾向、災害発生時の安定供給という点です、水源の多重化が求められておりまして、県営水道用水供給事業の果たす役割は今後も重要だと考えております。

4番の再評価対象事業の対応方針でございます。再評価において事業継続の妥当性が認められました事から、浄水場の整備や取水・導水施設の整備に向けて、計画的に事業進捗を図る事としたいと考えております。

5番目の事業の対応方針です。5-1の事業の課題ということで、人口減少社会の到来や節水型機器の普及等に伴い水需要がやや低迷しておりますが、水道料金収益の減少が予測されて、一方では、高度経済成長期に建設された水道インフラの大規模な更新時期も迎えておりまして、受水市町の水道事業とともに県営水道用水供給事業におきましても、非常に厳しい経営環境が継続すると予測されております。また、本事業における取水・導水施設の整備にあたっては、綿密な事前の調整が必要であります。受水市町や地元関係機関との連携を密にしていく必要があると考えております。

5-2、課題の解決方針といたしまして、県営水道用水供給事業における今後の更新需要の見通し、及び財政収支の見通しを把握するためにアセットマネジメントも実施して、各県の環境生活部とともに受水市町水道事業における将来の水需要を精査しながら、機器の更新や施設改良の計画を検討し、中長期的な経営計画を策定していきたいと考えております。

また、本事業における今後の施設整備については、引き続き、受水市町や地元関係機関との連携を図り、計画的かつ効率的な事業執行に努めていきたいと考えております。以上でございます。

(委員長)

今、企業庁の取り組みについて、特に水道事業について、今後の対応方針などの説明をお聞きしました。今の説明につきまして、委員の皆様の方からいかがでしょうか。ご意見ご質問をお願いします。

(委員)

水道事業もそうなんですけれども、県民の、住民の方が、無事に水が出るということは当然だという認識に立たれてて、裏でどれだけ大変な施設等を運営しているかという事を、ほとんど、

理解されていない部分があると思います。高度成長期にここにあるように、施設等が一挙に出来てきた中で、今、いわゆる長寿命化も含めて、機器更新をどうするかというのがすごく大きな問題になってきているところなんですけれども、その当たりと合わせて、施設を増やしていくのと、今の施設を管理していくというその辺のバランスも含めてですね、水道事業の中でどういうスタンスでおられるのかという事を伺いたいな。それが、裏返しで言うと、費用なりにかかってくる部分になるかと思うんですけれども。

(水道事業課長)

まず、建設事業で維持管理というか、既存の設備と改良と基本的に切り離して考えておりまして。その既存の設備につきましては、こういったアセットマネジメントの手法であるとか、長寿命化、そして、どちらかという事業の平準化みたいな事を考えておりまして。一方、この北中勢水道用水供給事業は、まだ建設途上という事ですね。最終的には完成させなくてはならないと考えておりまして。今回、7年間の工期延期という事で、供用開始が37年ということで、ずいぶん先なんですけれども、そういった意味で計画的な事業進行に、建設の方は進めていきたいと考えております。

(委員)

予算的にも別枠で考えられているという事でよろしいですか。

(水道事業課長)

基本的に、新規と既存設備の改良とは切り離して、財源も出来るだけ、既存設備であれば、自己資金を使いながらですね、改良をしていこうと考えております。

(委員)

先ほどの、話にもあったんですけれども、県民なり住民の方の意識なり、理解というのが大変重要だと思いますし。その部分というのが、水道ひねれば出るという認識に立たれている、私も含めてそういうところがありますので、そういうところをもう少し、皆さんに知ってもらえれば、というような気がしますので、是非お願いしたいと思います。

(水道事業課長)

分かりました。またPR等していきたいと考えております。

(委員長)

はい、そのあたりもまたお願いしたいと思います。委員の皆様その他はよろしいでしょうか？

(委員)

災害時の安定供給というポイントなんですけれども、これ、特に地震時含めて、前回の地震でも水道が止まってという話があったんで。そのあたりの対応等を、もし良かったらお聞かせいただければと思います。

(水道事業課長)

ここで書かせていただいているのは、市町の自己水源等が県の水源、県の送っているのが水源になろうかと思うんですけれども。そういった意味で市町の方の水源が壊れたら、その為に県営水道の重要性も高まるという意味合いで書かせていただいております。一方では、私どもの施設の耐震化は、続けていかなければならないと考えております。

(委員)

バックアップ的に、いくつかのルートが出来るというイメージでよろしいんですか？

(水道事業課長)

費用対効果の面がありますので、やれるところはやりますけれども。

(委員長)

その他はよろしいでしょうか？特に無いようでしたら、企業庁の取り組みに関する質疑応答は、ここまでとさせていただきます。再評価事業につきましては、ひとまず終了ということになります。では、16時10分再開という事で、休憩をお願いします。

(司会)

16:10に再開ということですので、よろしくお願いします。

<休 憩>

(委員長)

それでは、再開したいと思います。

続きまして、議題の2番です。「事後評価結果における今後の対応方針について」という事ですが、まず、事務局の方からお願いします。

(司会)

それでは、14ページの「事業方針書」をご覧ください。事務局の方から、「事後評価結果における今後の対応方針」という事で、説明をさせていただきます。

(事務局)

事後評価につきまして、本年度はこちらの表にあります9事業のご審議をいただき、全ての事業で「事業の効果については評価結果の妥当性を認める」と、了承の答申を頂きました。

この答申および、あわせて頂戴したご意見を踏まえ、事業の対応方針」をまとめました。

それぞれの具体的な対応方針につきましては、各部の担当次長からご報告いたしますので、よろしくお願いします。

(司会)

それでは、事業方針書 15 ページでございます。まず、農林水産部の取り組みから、説明をお願いします。

(農業基盤整備担・獣害担当次長)

それでは、私の方から農林水産部のかんがい排水事業、湛水防除事業についてご説明をさせていただきます。まず 16 ページをお開き頂きたいと思っております。対象事業が、かんがい排水事業 501 番 鈴鹿川沿岸地区でございます。委員会の意見と致しまして、昨年 10 月、第 5 回当委員会におきまして、「事業の効果については評価結果の妥当性を認める。」との答申を頂戴しました。また、あわせまして、「今後、事業効果がより発現され地域の農水産業の振興につながるよう、担い手の確保等に努められたい。」とのご意見を頂戴いたしました。

3 番、事業の背景でございます。かんがい排水事業でございますが、農業生産の基礎となる農業用水の確保また水利の安定化・合理化、土地利用の高度化等を図るため、基幹的な農業水利施設の整備・更新を行うものでございます。当鈴鹿川沿岸地区でございますが、近年、農業従事者の高齢化、後継者不足の問題、さらには経年変化による施設自身の老朽化に伴う漏水等、施設の維持管理にも苦慮していた、という現状がございました。

このような事から、用水路をパイプライン化にすること等、施設整備を行う事によりまして、水管理の省力化や生産コストの低減を図るため、事業を実施したものでございます。

4 番目、事業への対応方針でございます。まず課題でございます。現在、農業就業人口は減少しておるとともに、担い手は 65 歳以上の占める割合が増加しております。農家の高齢化の進行また後継者不足が懸念されているという事が一つでございます。もう一つ、農家数が減少しますと、どうしても農業者だけで農地や農道、用排水路等、農業用施設を維持管理して行く事が非常に厳しい状況となっていく、という事が二点目にあると思っております。

課題の解決方針でございます。まず 1 点目でございます。水資源の効率的な利用や水管理の省力化につながる、幹線の用水路またそこから末端までの水路など、用水のパイプライン化を進める事により、自動給水栓という水管理も併用する事によって、省力化を進める事も出来ます。これらの事によって担い手の農家の育成また農地の集積を促進し、安定的な農業経営ができるよう支援してまいりたいと考えております。2 点目でございます。農業用施設の維持管理でございます。農業に携わる方々が少なくなるという事は、それだけ維持管理への負担感が大きくなると思っております。施設と言うのは、農業用の施設が当然のことながら、農業用以外の機能も持っていると考えております。地域でしっかりそういう施設を守って行くという仕組み、または体制作りが必要かと思っております。農家のみならず、地域全体で守って行くような事が必要なのかな、と思っております。そのような中で、国の補助制度「多面的機能支払制度」なども積極的に活用しながら、地域の体制作りを支援してまいりたいと思っております。

続きまして、ページをめくりいただきまして、18 ページでございます。湛水防除事業 502 番 西黒部地区でございます。

委員会の意見としましては、前のかんがい排水事業同様「事業の効果については評価結果の妥当性を認める」との答申を頂戴しました。

また、あわせまして、「今後、事業効果がより発現され地域の農水産業の振興につながるよう

担い手の確保等に努められたい。」との意見を頂戴しました。

湛水防除事業の背景でございます。湛水防除事業は、排水条件が悪い、悪化した地域を対象に、強制的に水を大雨が降った時などに、強制的に排水するポンプ場の再整備を行う事業でございます。

当西黒部地区につきましては、昭和 44 年から 52 年に一度ポンプ場を整備されております。ただ、経年変化によりまして、流域の開発及び都市化により流出量が増大したという事で、大雨の時には河川水位が上昇し、排水がなかなかままならない、湛水被害が生じていた、という事で本事業を実施した、という所でございます。

事業への対応方針という事で、事業の課題でございます。南海トラフ地震発生の危険性が年々高まると言う様な中、この施設自身が地震後にも排水機能が確保できるように、排水機場の耐震化を進めて行く、と言う様な必要があると思っております。また、ご指摘も頂戴した様に、農業の担い手をきっちり確保して進めて行くか、という事もここには書いてございませんが、課題としてあると思っております。

課題の解決方針でございます。現在の排水機場について、三重県下全体ではございますが、耐震調査を進めてございます。その結果に基づきながら耐震対策を、優先順位を決めながら進めてまいりたいと思っております。また一方、担い手の確保でございますが、ここには記述してございません。先のかんがい排水事業でもご説明した事と、同じ様な考えで、やはり担い手の確保、また、課題となるのは施設をどう維持して行くか、管理していくかという事かと思っております。やはり同じような取り組みを進めながら、課題に対応して行きたいと思っております。以上でございます。

(司会)

それでは続きまして、事業方針書 19 ページからでございます。同じく農林水産部の県営地域水産物供給基盤整備事業の報告をお願いします。

(水産振興担当次長)

それでは、県営地域水産物供給基盤整備事業について、説明させていただきます。

評価の対象事業としましては、503 番舟越漁港、504 番神島漁港の二つでございます。ご意見としましては、第 5 回三重県公共事業評価審査委員会におきまして、審査の結果、「事業の効果については評価結果の妥当性を認める。」とのご答申をいただきました。また、あわせて「今後、事業効果がより発現され地域の農水産業の振興につながるよう、担い手の確保等に努められたい。」との意見を頂戴した所でございます。

次に、事業の背景でございますけれども、県営地域水産物供給基盤整備事業は、漁港を施設整備する事を通じまして、地域における水産物の生産及び流通機能の強化を図る事を目的としております。

まず 503 番の舟越漁港は、答志島の北側にある漁港でございます。同じ島にございます答志漁港は一般的に利用されるんですけど、この答志漁港は台風や大型低気圧が来襲した場合には、漁港内で多重係留と言う形になりまして、漁船を安全に係留する事が困難になります。このため、これまで鳥羽市本土まで避難する事を余儀なくされておりました。また、鳥内の漁港では漁

業利用する用地が不足しているなど、漁業活動に支障を来していました。こんな状況でございました。

このため、舟越漁港の外郭施設の整備を行う事によりまして、荒天時における鳥内漁船の避難場所の確保であるとか、漁業活動に必要な係留施設や、鳥内生産物の加工拠点となる用地を確保するための整備を行いました。

次に 504 番の神島漁港でございますが、台風や大型低気圧が来襲した場合には、防波堤の上から波が超え、港内へ波が入って来るなど港内静穏性が確保されず、答志と同じ様に鳥羽市本土に避難する事を余儀なくされておりました。また、答志と同じ様に漁業利用する用地が不足しているなど、漁業活動に支障をきたしておりました。そのため、外郭施設の整備を行う事によりまして、荒天時における港内の静穏性を高め、必要な係留施設や用地を確保するための整備を行う、こんな事業でございます。

次に事業への対応方針ですけれども、事業の課題としましては、漁業者の減少や高齢化、漁業生産の低迷、燃油価格の高騰など水産業を取り巻く状況が厳しい中、こういった厳しい社会情勢の変化に対応し、より一層事業効果が発揮できるよう、地域の漁業振興を図る必要がございます。

このための課題の解決方針としましては、三重県漁業の競争力を強化するために、これまで各漁港で担ってきた流通や水産加工などを拠点漁港に集約し、選択と集中による漁港の拠点化を図るよう努めていきます。また、漁港を利用する方は、担い手だと思っておりますので、水産業の担い手の確保・育成のために、市町、漁協、水産高校であるとか、魚連等の関係団体で組織します三重県漁業担い手対策協議会と連携して、新規就業者の定着支援対策であるとか、漁業者が自分の持っている技術を、就業希望者による支援漁師塾の取組などを充実する事によりまして、地域の漁業振興に努めてまいります。以上でございます。

(委員長)

いま、農林水産部の取組として、まとめて説明がありました。合わせて 4 つの事業について、説明を聞きましたが、今後の対応方針などにつきまして、委員の皆さんの方からいかがでしょうか。ご意見、ご質問をお願いします。

(委員)

日頃、本当に農家の方には大変なご努力によって、時間短縮、労働の短縮や、担い手を育て易いような事業をなさっていただいている事には、本当に感謝するんですが、この事業だけに終わらず、経常経理費なんかも、きっと地権者の方は払っておられると思いますので、これに見合うような生産高になるように、助成のこれとは関係ないかも分かりませんが、これ途切れる事なく、国や各市町とも連携しながら、しっかりと担い手が出来るように、「人・農地プラン」もまだ残っているらしいですし、それによってさっきの様なパイプラインが出来たら、若者が 2 人 3 人来たら農地の集積できますし、その町が若返ります。沢山いなくても、2, 3 人おれば、相当の農地が立派に耕作されていくと思いますので、「人・農地プラン」もブツツとどこかで切れる事のない様に継続していただいて、しっかり見守り体制も今後お願いしたいのは、農家からのお願いなんです。

公共事業は役所仕事で、いつ見てもあそこ掘っているわ、また同じ所やっているわ、と言って

いたんですが、こういう会議に出させていただいて、本当に裏の方では、限られた予算の中で苦労なさっているというのは良く分かりました。しかし、欲を言いますと、5年間で道路状況は変わっていますので、短期間で工事の完了が出来たら私は理想かなと思います。農業者は、65才と言っても皆若くて元気ですので、そういう人も含めて、しっかりと連携をして後押しをお願い致したいと思います。

(委員長)

ご意見、要望かと思いますが、コメントされますか。

(農業基盤整備・獣害担当次長)

ありがとうございます。まさにおっしゃる通りだと思っています。我々ハードの事業、パイプラインなりをやっているというのは、やはり、そこでどんな農業をしていただくか、また担い手の方がどれだけ育って行くか、また、どれだけ本格農業に繋がられるのかと言う事を、我々も考えながら、取り組ませて頂いているつもりでございます。おっしゃるように、「人・農地プラン」また今始まりました中間管理機構への集積等々を含めましてですね、これからまだまだ取り組んで行かなければならない課題があると思っております。これからもソフト共々、一緒に取り組んでまいりたいと思っています。よろしく申し上げます。

(委員長)

それとの関連で、私質問しようと思っていたんです。17ページの所で「多面的機能支払制度」を積極的に活用する、というのは、正直余り聞いたことが無かったんですが。この制度と言うのは、どのような仕組みになっているのでしょうか。

(農業基盤整備・獣害担当次長)

多面的機能支払というのはですね、少し制度の名前が変わります。以前は、農地水環境保全向上対策と言う制度がございます。それで法制化されて「多面的機能支払」という制度になったんですが、農業用施設であったり、農地を将来に渡って一地域なり、また地域外の方も一緒になりながら多様な主体と言っていますが、色々な農業者だけでなく地域も含めた中で、きっちり機能を維持して行くための活動に支援をしていこう、またその維持していく為の体制作りに支援していこう、と言う事業でございます。少し具体的に言いますと、地域で例えば水道が少し壊れて来た、そういう軽微な補修、地域で出来る補修は地域でやって頂く、そのために支援をしていこう。また、補修なり維持管理をして行く体制を作って行く為に支援をする。また、もう少し発展的にやっている事は、その地域の施設なりを利用して、例えば景観作物を植えるなり、施設に植栽を作るなり、環境などにも支援して行こう、その内容についても地域にお任せしようという事で、面積当たりいくらかと言う様な支援の仕方をさせていただいております。

(委員長)

法律的な裏付けがあつての事なんだろうが、今の説明ですと、誰が支援するんですか。どな

たが、どういう人々に？

(農業基盤整備・獣害担当次長)

支援させていただく、補助金が出てまいります。それは国と県と市町村がそれぞれ負担して、国が50%、県が25%、市町村が25%の負担をしている。

(委員長)

経済的に考えた場合の農業生産だけではなくて、農村らしさとか農村景観とか、多分それを含んだ意味合いでという、そういう説明だったかと思います。はい、分かりました。それは私が気になった所ですが委員の皆さん、その他いかがでしょうか。

(委員)

先程の「多面的機能支払」に関連する事を含めてなんですけども、かんがい排水にしても湛水にしても、海岸にしてもですね、対象は農家なり漁業者というところに特化している様なイメージがあるんですが、ただ実際は地域の住民の方を含めて、全ての県民の方に還元されている部分はあると思うんです。そのあたりの周知というか理解というのが、なかなかうまくいってなくて、これは、かんがい排水だと農家だけの水を回しているだけじゃないのかとかですね、湛水防除も農地のというような、漁港もそうでしょうけど、その辺りの位置づけも含めてですね、今後の展開も含めた形で、どういうスタンスでこれから考えられているか、というのを伺いたいなと思うんです。

(農業基盤整備・獣害担当次長)

まず農業から言います。農地であるとか農業用水は、まさに委員がおっしゃるように、農業用の機能だけじゃなくて、それを例えば、排水路であれば、山の排水を安全に下流へ流すとかですね、洪水対策の面であったりですね、例えばため池であれば景観であったりとか、そういう様な機能も持っていると思います。それと、農業を営む事が地下水の涵養であったり、そんな機能を持っていると思っております。やはり今までは、地域の農村と言うのは農業者がほとんどで、農村地域が形成されたわけですが、土地は持っているが農業に従事していないという方も、非常に増えてまいりました。やはりこういう様な計画なりですね、集積、さきほどの「人・農地プラン」であったり、こういう様な計画を立てる時にですね、出来るだけ多くの方々とご議論をする事が必要なのかな、と我々は今考えております。行き当たりばったりではいけないんですが、少なくとも我々がこういう事業をする際にはですね、地域できっちり皆さんの一杯色んな機能を持った物を、ここを直して行くんですよと言う議論をですね、やはりしながら、地域と一緒に計画を作っていくという事で、まず大事なのかなと思っています。それが、そういう機能を他の方々にも理解していただける事なのかな、と思っています。

(水産振興担当次長)

漁港についてお答えします。漁港につきましては、水産物の船が係留されて水産物が水揚げされるとか、後は、市場が漁港に隣接してますんで、流通の拠点と言う意味もありますし。後は特

に神島のような離島になりますと、島の住民の方の交通の拠点という意味合いもございます。例えば、神島の漁港ですと、鳥羽市への巡航船の発着の港というかたちになってまして、本当に住民にとっては無くてはならない、特に離島、それから後は陸の孤島みたいなところについては、大雨で陸上の交通が遮断した時には、色々な災害の避難物資だとか、そういう物の搬入なりの拠点であったり、避難の拠点というかたちになります。

そういう意味では、いろんな漁港については、それぞれの役割と言うのは漁業だけじゃなくて、住民の方に大切な役割があると思います。

それから、市場によってはですね、築地の市場なんかは結構マグロの競り場が見学者がいるように、三重県の市場も見学者がいるような所が結構ありますんで、そういった意味では、今、水産物の、地域の方も見て頂けるような形の取り組みをやったりとかという事ですんで、従来であります県民の方の食糧生産だけじゃなくて、住民の足、それから防災の拠点と言う形の位置づけ、そして、そういった物をもっと広報していくような形の取り組みというのも今後必要なのかな、こんなふうに思っています。

(委員)

大変重要な事業であるので、是非ともそのあたり考慮していただいて、事業を進めていただければ、先も含めて良くなるのかなと思います。先程、他の委員も言われていましたけれど、これから多分農業漁業に関して、先細りじゃなしに、三重県としてもうちちょっと広がって行くべきものであるし、日本の国を考えると、それ大変重要だと思いますので、是非頑張ってくださいいな、と思います。

(委員)

今の委員の質問の件ですけど、事例から言うと伊賀地域の事しか分からないんですが、「人・農地プラン」なんかは、各自治体の自治長が推薦しないと、その若者は農地プランでその村の広い経営が出来ないんです。だから、村の区の役員さんから農協関係者から皆集まって、何日も会議をしながら、その子も見ながらやから、そういう所に補助を上げて村を守ってもらうんやから、その子が後の担い手になってしっかり村を守ってくれるっていうんで、さっきの「多面的機能支払」、それ保全事業も入っているんですか。パイプラインと言われましたけど、あれうちはそんなん無いから、砂が道路の横にみな溜まる。それは村総出で砂出しをする、そういう所に、お金は欲し無いけど、誰もお金も無しにそんなえらい仕事をしてくれます。やっぱりちょっと県から補助頂くとありがたいです。村総出で皆はきちっと砂出しをしてくれる。そういう村同士の繋がりと云うのも、しっかり出来て行くのが、農業じかにはないけども、農業ならではの村全体の守りに入っているのかな、と。

(委員)

地元の補助というのが、当然入って来ますので、地元との繋がりもかなり密にさせていただいてですね、今のお話の中で、どんどん先へ進んでいただけたらな、と思って、是非よろしくお願いします。

(委員長)

以前の委員会でも議論があったような気がするんですが、議論しているのはハード事業なんですけど、実はそれは必然的にソフト事業に結びつくんだ、というあたりをまたご考慮いただきたい、と私も思いました。その他はいかがでしょうか。

(委員)

今のお話を聞いておまして、ハード以外にソフトと言うところなんですけど、やはり、パイプラインの事業は完成しているから、こんなふうになくなったとか、他の委員が言われた、一人や二人の若者が来るだけでも良くなる、そういう好事例、良い事例、こういう事業をしたらこういう事が起きましたよ、という事を、農業なら農業に従事しておられる方々以外の全県民がね、見える様に、身近に感じていただけるような、ネットで見ていただくのも良いのかも分かりませんが、そういう事は今、されているんでしょうか。

(農業基盤整備・獣害担当次長)

まさに我々がそういう事に取り組んで、こんな農業ができましたよ、こんなに担い手が育ちましたよ、という事をですね、是非広く知っていただきたい、という思いがございます。それで遅まきながらと言いますか、本年度2年間かけてなんですけど、三重県の農業の整備計画というものの、これからの長期計画の様なものなのですが、そこで委員の方からの、そういう意見も頂戴する中で、そこにですね実は、こうしたらこうなりましたよ、と、こんな担い手が育ってこんな農業が出来る様になって来ましたよ、ただ、それは一部なんですけど、そういうこれから目指すようなものを事例として少し厚く入れさせていただきました。そんな冊子を当然携えながらですね、三重県の農業の整備、そんなところを目指しながら、こんなふうになって行くんですよと言う様な事を是非説明して行きたいな。それと、委員がおっしゃったように、やはりネット環境でも配信出来るように、是非して行きたいなと思っております。それから、取り組んでいるところ、また、来年以降取り組んで行く所なんですけど、こんな事を考えております。

(委員)

ありがとうございます。公共事業全般に渡って言える事だと思います、今のお話は、自分達には関係ないわ、と例えば会社努めの方なんかは思っているんじゃないかな。だけど、関係ないんじゃないかな、やはり農業が良くなって行く、で、三重県が良くなって行く、そういう事が県民に全て繋がって行くんだって言う事は、良く考えたらそうなんですけれど、普段から公共事業、こうした故に今こういう素晴らしい事例が起きています、っていう事を積極的に知らしめていただけるような策を、今後作っていただけると嬉しいかと思えます。

(委員長)

その他、よろしいでしょうか。では、他は特に無いようですので、農林水産部の取組につきましては、ここまでと致します。事務局の方から、お願いします。

(事務局)

それでは、説明者の交代をお願いします。

(司会)

それでは、事業方針書 21 ページからでございますが、県土整備部の取り組みという事で、砂防事業、港湾事業、海岸事業、街路事業につきまして事後評価についての対応方針を担当次長の方から説明させていただきます。それではまず、砂防事業の方から、よろしくお願い致します。

(流域整備分野担当次長)

はい。資料の 22 ページをご覧ください。事業名は砂防事業 505 番庵座谷川でございます。委員会からの意見は昨年 9 月 21 日の第 4 回委員会で事業の効果については、「評価結果の妥当性を認める」との方針をいただいた所でございます。

3 番の砂防事業の背景といたしましては、4 行目です。庵座谷川は、菰野町千草地内の朝明川上流域に位置しております、土石流危険渓流でありまして、被害が想定される区域の中には、人家や県道などがございます。この渓流は荒廃が著しく、非常に荒れておりまして、甚大な被害を及ぼす恐れがありますことから砂防堰堤、いわゆる砂防ダムでございますが、これを整備致しました。

4 の 1 番でございます。事業の課題でございますが、流域内にありますキャンプ場の利用者へのアンケートを行いました。その結果、事業が完了した事によりまして、安心して利用できるようになったと感じる方が 6 割を超えております。またその一方で、工事の効果がわかりにくいと、というような意見もございました。また危険渓流であるという事を、認識をされている人が 4 割未満であることも判明をいたしました。課題の解決方針でございますけれども、今後の事業実施にあたっては、実施状況や事業効果について更に周知を図る工夫をしていきたいと考えております。また、地元の方だけではなくて、キャンプ場をはじめとする施設に訪れる方にも危険箇所を把握していただいて、いざという時の避難を円滑に行えるよう、市、町と協力をして支援に努めたいと考えております。

続きまして 23 ページでございます。事業名は審査対象事業港湾事業 506 番、津松阪港鬻崎地区でございます。委員会からの意見は昨年 11 月 17 日の第 6 回委員会におきまして、「事業の効果については評価結果の妥当性を認める」との答申をいただきました。津松阪港鬻崎地区港湾改修事業の背景でございます。平成 17 年に中部国際空港が開港しました。これに伴いまして、高速旅客船の発着に必要な浮棧橋でありますとか、旅客ターミナルの建設に必要な用地造成、それから臨港道路の整備を行いました。

4-1 の事業の課題でございます。事業が完了した後には高速船が発着する主要な施設である浮棧橋の維持管理、航路泊地の水深確保を行っていく必要がございます。

課題の解決方針です。浮棧橋などの県が管理する施設につきましては、定期点検等によりまして、変状や劣化の有り無し、それからその程度を確認を致しまして、適切に修正を行っていきたいと考えております。それから航路ですとか、泊地、これ船が停泊する所でございますが、それについては、航行に支障を及ぼす箇所について、部分的にはなりますけれども、所要の対応を進めていきたいと考えております。

続きまして 24 ページをご覧ください。海岸事業でございます。海岸事業 507 番木本港海岸高潮対策事業と、508 番御浜地区海岸高潮対策事業でございます。委員会からの意見は昨年 11 月 17 日の第 6 回委員会におきまして、507 番、508 番については「事業効果については評価結果の妥当性を認める」との答申をいただきました。背景でございます。3 行目の所で、木本港海岸、および御浜地区海岸は、熊野市から紀宝町にわたる七里御浜海岸に位置しておりまして、背後には人家が密集し、国道 42 号や JR 紀勢本線等の重要な公共施設がございます。これらの海岸は外洋に面しておりますので、高波が来襲致しまして、年々水際の線、汀線が後退いたしまして、高潮に対する危険性が增大しておりますので、潜堤や人工リーフの整備を行いました。課題でございます。砂浜の回復が確認できまして、高潮や波浪による背後地への被害は、これまでの所、発生しておりません。防護区域の住民の方々にアンケート調査を実施しましたところ、これらの事業に対しまして、約 7 割の方が満足していただけたという結果でございます。今後の課題の解決方針でございますけれども、今後の事業実施にあたりましては、地域の安全安心向上の為、これまでの取組、潜堤でありますとか、人工リーフの整備によって、高潮や高波を低減させるというような事を、一層進めて参りたいと考えております。

(住まいまちづくり担当次長)

それでは 25 ページをご覧ください。街路事業の事後評価でございます。対象路線と致しましては相川小戸木橋線です。2 番委員会意見です。平成 27 年 11 月 17 日に開催されました第 6 回の委員会において、「事業の効果については評価結果の妥当性を認める」との答申をいただきました。また合わせて「交通渋滞等、新たに発生した課題について地域住民や関係機関等と密接に連携して協議し解決に努められたい。今後同様の街路事業については、定性的な効果についても検証を行い、事業効果について分かり易い説明に努められたい」との意見をいただきました。

3 番街路事業の背景ですが、4 行目でございます。都市計画道路相川小戸木橋線は、旧久居市街地を南北に縦断する街路であり、久居駅から国道 165 号までのアクセス機能の強化、無電柱化による安全で快適な通行空間の確保、都市景観の向上、都市保全の向上を図ることを目的として整備を行い、平成 22 年度に完了をしております。

4 番、事業の対応方針です。事業の課題につきましては、整備後、新たに発生した、交通渋滞等について行政、地域住民とが一体となり解決に向け取り組んでいく必要があります。また今後、事後評価にあたっては、定性的な効果についても調査分析の上、検証を行う必要があります。

4-2 課題解決の方針です。国道 165 号との交差点におきましては、公安委員会により自動制御の感知式の信号機を設置し、渋滞緩和を図っておるところではございますが、平成 27 年の 12 月 16 日に当該交差点における交通調査を行いましたところ、当該の事業箇所の交差点で、朝と夕方に直進、左折車線で渋滞が発生していることを確認致しました。この結果を受けまして公安委員会と協議を行いました。主道路である国道 165 号の交通渋滞の解消を優先としつつ、当該事業箇所側の信号の青時間を調整してもらうことになりました。今後も交通の流れを継続的に確認し、より柔軟に交通渋滞の変化に対応できるよう、信号現示の設定を、公安委員会と調整をしていきたいというふうに考えております。また歩行者につきましては、隣接する国道 165 号の横断地下道を利用して頂けるような働きかけを行いたいと考えております。さらに、地域交通の円滑化を図るため、本路線周辺の道路整備を引き続き着実に進め、道路ネットワークの強化に努

めていきたいというふうに思っております。本事業における効果につきましては、改めて整備前後の航空写真の比較等を行いまして、当該道路沿道周辺の住宅や店舗等の立地が促進されているような状況も確認をいたしたところでございます。今後、同様の街路事業における定性的な効果についても、地域のヒアリング等を実施し、意見について調査・分析を行い、その結果を用いた分かりやすい説明に努めてまいりたいと思っております。説明は以上でございます。

(委員長)

今、県土整備部の取り組みの部分について説明をお聞きしました。合わせて5件ですね。5つの事業について、まとめてご説明をお聞きしましたが、特に今後の対応方針等について、委員の皆様の方からご意見ご質問をお聞きしたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

(委員)

砂防事業について、伺いたいんですけど。砂防事業と言うのは、山の中の話で、多分ほとんどの方が理解されていないと、今までの話の流れと同じような事ばかり伺うようになるんですけども、ただこれ、問題を読むと土石流下流に流れ、大変危ない、危険な状況になるんですけども。そのあたりの周知をという事で、ここに書かれているんですけど。この事業だけに限らずやはり砂防事業の位置づけも含めて、どういうふうに住民なり、県民の方に理解していただくか、というのがあれば教えていただきたいと思うんですけども。

(流域整備担当次長)

まず、この場所ではですね、平成20年の9月の豪雨で、実際に小さな土石流ではありましたが、キャンプ場を利用している方が、一時孤立するというような事がございました。そういったような事もあって、大きく新聞報道等されて、それに対して砂防堰堤を作るというような事に対応させていただきました。砂防事業のPRという事になりますと、毎年6月が土砂災害防止月間という事ですね、全国的にいろんな行事が行われるんですが、その中で市・町さんにいろいろお願いをしたり、働きかけをしたりしまして、土砂災害からの非難訓練をですね、他のいろんなイベントと一緒にやられる所もあるんですが、従来よりも数が非常にやっただけの所が増えてまいりまして、そういったような事でのマスコミの取材等もあったり、我々からの資料提供もやっておりますし、そういった形で広めていきたいなあと、実際に取り組んでおりますが、引き続きやっていきたいと考えております。

(委員)

いろんな気象状況もちよつと異常な状況もあって、雨も突然すごい雨が降ったりしてですね、こういう危ない状況が起きるとも限らないということも、やっぱり県民の方や住民の方に理解していただいて、下流域になかなか問題があるかもしれない、という事を知ってもらう事も大変重要だと思いますので、そのあたりぜひこれからも取り組んでいただけたらなと思います。よろしくをお願いします。

(委員長)

という要望もありましたが、その他はいかがでしょうか。

(委員)

街路事業の課題解決の方針のところにかかれている、交通量調査を行ってそれに対する内容というふうにかかれているんですが、これっていうのが委員会ここで説明を聞いて、何か意見を出させていただいた後に、こういうのが行われているんですね。これっていうのは、もともと予定されていたものなのか、それともここでそういう話が出て、渋滞緩和うんぬんの話がちょっと話題になったと、それを受けて行われた事なのか。

(住まいまちづくり担当次長)

ここでのご指摘を受けてですね、調査させていただいたということでございます。

(委員)

すばらしいと思います。この短期間、だから11月に行われた委員会で話をして、12月に実際そういう調査を行って問題があるという所を見つけて、これここの対応は信号の調整なりなんなりというところになっていると思うんですけど、これをお聞きしただけだと、ここで話し合った価値があったのかというふうに思うんですが、ちょっと僕は、これはだからお聞きして意味があったのかと思ったんですけども。他の今までの話っていうのは、比較的当たりさわりの無いというか、常識に考えられる範囲での対応が、ずっと続いていたもんですから、これというのはどういう事なのかというふうに見て、最後に来て何かこういう具体的な話がちょっと出ていたもんですから、こうあるべきだと思うんですね。もしここで何も意見が出なかったらいいと思うんですが、何かここで出た意見が何かあったとすると、それに対してどういう対応をして、こういう方針にします、というのが少しでも何かここに書かれていると、今回の意味があるのかなあ、という気がちょっとしたもんですから、あの分かりました、すごく良いと思います。ありがとうございます。

(委員長)

はい、その他はよろしいでしょうか。

(委員)

今の委員の意見の続きですけれども。公安委員会と協議をしていただいたという所で、信号の時間調整されて、その後どうなりましたでしょうか。良くなったかどうか。

(住まいまちづくり担当次長)

時間も大きくは変えていないんですけども、大きな効果はございませんでしたけれども、例えばこの後また1月にですね、朝夕の交通量調査をですね、現示を変えた後にも致しまして、信号1回で待っている車が、はけない状態がどれくらいあるか、というのを調べておまして、それにつきましては現示変えた後に、少しよくなっているかと、朝の2時間、夕方の3時間半、計5

時間半、330分調べたんですけれども、現示を変える前が100分ほどが渋滞にならなかった時間ですけれども、現示を変えて140分になりましたので、40分っていうのは、1回の信号で交通がはけたというので、少しは効果があったかなあと思っています。

(委員)

なるほど、よかったかと思います。また、その信号の時間を考慮する事で、少しでもよくなるのであれば、何度でも公安委員会と協議していただいて、で良くなったという結果を知らせてあげて欲しいと思います。

(県土整備部)

ありがとうございます。そのようにさせていただきます。

(委員長)

ご意見ご質問はどうでしょうか。

(委員)

審査の時にお話したと思うんですけれども、とりわけ砂防事業とか、港湾事業で、ここにアンケートによる結果で何割が良いから効果があったという、そういうお話をされているのがすごい違和感があります。少なくとも私経済学部なんで、こういう評価される時によく言うんですが、要するに意識が変わったというのは経済活動ではないんですね。買いたいと思うのと実際に買うのは、全然違う次元の話なので。意識が変わったからといって、例えば先ほどの渋滞の量だとかそういうもので測れる方が一般的には良いと思うので、安易にこのアンケートで何割が良くて8割はいいのかといわれるとなかなか難しい面もあります。事後評価でございますので、なかなか難しいと思いますし、砂防なんかについてはそもそも知っている人は少なくて効果はわかりにくいかもしれませんね。どういうふうに評価するのか難しい面がある事は承知しておりますが、我々経済学部の間からすると、やっぱり経済活動として、どう反映しているかっていう事を、把握していただきたいなと思います。先程の農・水でしたら他の委員さんがおっしゃったように、好事例が一つでもあればそれは非常に大きな効果なんですよ。例えば砂防でも、例えば、ある人が安心だからキャンプ場にたくさん来るようになったとか、あるいは住民の人が安心して引っ越したとか、人だけじゃなくて自然でもいいと思うんですが、そういう事例があればむしろ客観的な評価に繋がっていくと思いますので、そういう評価の手法を引き続きご検討いただければと思います。

(流域整備担当次長)

今、国をあげてですね、公共事業に伴うそのストック効果を、世の中に発信していこうという動きが非常に強まっております、我々もそれに向けてですね、やっていますし、また、今後も引き続いてやってまいりたいと思います。それから砂防事業につきましては、先程ちょっと言い忘れたんですが、一番大きなPRというのが土砂災害警戒区域の指定に向けてですね、今非常にお金もかけ、それから地元へ説明会をあちこちで開き、非常に力を入れておりますので、まあそ

ういったところで危険な溪流です、というような説明をですね、ずっとしてきておるところでございます。まあ、そういった事で、啓発と言いますか、危険をお知らせするという事で、まず施設をつくるのも大事なんですが、まず逃げていただくという事も非常に大事ですので、こちらの方にも力を入れております。

(委員長)

その他はよろしいでしょうか。

(委員)

506の松阪港について伺いたいんですけども。高速船の発着に必要な浮棧橋等の話なんですが、今高速船が松阪にあんまり行かない便が何便かですし、その高速船自体が、一時ほどでもないような条件があっている中で、今後ですね、外国人観光客も増えてきている、そういう中で今後どういう取り組み等考えられているか含めて、ちょっと伺いたいなあと、あの直接的に関係のない話かもしれないですけど、ただこれ施設としてずっと管理・運営していく中でですね、なくなってしまうとかなり大きな問題にもなると思うんで、ちょっと難しい質問かもしれないけど、ちょっと伺いたいなあとと思ったんですけども。

(流域整備担当次長)

施設運営面について直接物申す立場ではありませんけれども。この贛崎地区のですね、主要な施設の管理者であるという立場から少し申し上げますと、見方を変えればですね、その松阪へ行く便がなくなったのではなくて、津から中部国際空港を往復する便に、松阪から中部国際空港へ行っていたのが、津を経由して空港に行くというふうになった、という事でございます。具体的な数字を申しますと、この贛崎地区をご利用いただいている方々の人数がですね、平成20年度あたりから、だいたい年間25万人ぐらいで推移をして、現在も横ばいぐらいの状態でございます。特に24年度からはですね、松阪から直接中部国際空港へ行っていた船が、松阪から津を経由して中部国際空港へ行くというルートに変わっておりまして、それによってプラス2万人ぐらい増えてます。若干の凸凹はありますけれども、26万人から27万人の年間の利用者がありますので、まあ今後ともですね、これが維持されていく、それからサミットによってさらに増えるといいなあと考えておりまして、そのために必要な施設管理について、万全を期して行きたいと考えております。

(委員長)

その他はご意見、ご質問などはよろしいでしょうか。はい、よろしいでしょうか。では他は特に無いようですので、本日の議事につきましてはひとまずここで終了と致します。

今日の委員会は、本年度の最後の委員会でもありますし、本年度の再評価および事後評価の今後の対応方針についても、まとめてお聞きしたということになります。慣例によりまして、委員長として感想、所見を述べるというのが実はシナリオに入っておりますので、一言申します。少し話が重なるのはご了承下さい。

これまでにすでに議論されているところなんですけど、やはり、どうしても一つの論点になりま

すのは、事業への対応方針というのをどの程度書くのかという、本当にどの程度書けるのかという、それがやはり気になることがあります。私の記憶ですと、2年前私が副委員長だった時だと思んですが、この様式に関して議論がありまして、ちょっと余りにも簡単すぎるのじゃないか、という議論がありました。つまり、私達はこれこれの事業を頑張りますとか、これこれ努めますとか、こちらの聞いている方は、そうですか、わかりましたと。このやりとりだけでは、ちょっと前に進まないのじゃないかと議論がありまして、実は昨年段階でこの様式を変えてもらったと思います。より具体的なものに変えてくださいという事で。それは一歩前進かなと私は思っていたんですが、ところが率直な所、今日お聞きした限りでは事業によってバラつきはありますけども、昨年よりやや後退したのではないかという印象を受けました。まあ印象で語るのはちょっと申し訳ないんですが、つまり、目的とか目標は非常に明確なわけですよ。何を作るとかこれをやるというのは非常にはっきりしてます。そこで私達が聞きたいのは、どのようにやるかという、そういう事だと思えます。目的に向かってどこをどのように工夫するとか、どのように進めるかそのあたりを、難しいとは思いますが、より具体的な、より明確なかたちで示していただけなかったかな、という所は少し率直にそう思う所がありました。まあ、全てが全てとは申しませんが。ですから、なかなか難しいとは思いますが、対応方針を議論する場合には、どの点が工夫できるか、どのように進めるかということを最終的に目的は多分同じなんですけれども、その目的に向かってどのようにより工夫できるのか、そのあたりをまた次年度以降、建設的に議論できればいいのかなと一つ思いました。

もう一つ、2点目としましては、これまた話が重なりますけど、やはり説明責任という事が一つの論点になるのかなと思います。それは皆さんの立場からしていろんな状況はあるかと思いますが、こういう審議会向けの説明を果たすというのはもちろんありますし、広い意味では県民に向けて、どのように説明を果たすのかという、そういうのが常に議論の対象になるのかなと、それはある程度やむをえないのかな、という所を感じました。税金を使わせてもらいますので、これだけ大事な事業をやっていると、これをやったらこれだけいい所がありますよという、そういう所を一般向けに平たく説明できるように、それが求められた場合には、常に説明できるように、そのあたりを当然意識されているとは思いますが、やはり、大きく見た場合、そういう流れになっていると思われまので、今後ともそのあたりを強く意識していただければ良いのではないかと、思いました。総括というほどではありませんが、年度の最後に委員長として、若干簡単な感想を申し上げたという所です。では事務局の方からお願いします。

(司会)

どうもありがとうございました。ただ今、委員長からいただきましたご意見につきましては、来年度以降の、委員会等の対応に反映をさせていただきたいと。我々もいろんな工夫をしていきたいと考えております。

それでは、これをもちまして平成27年度第7回の三重県公共事業評価審査委員会を閉会とさせていただきます。委員の皆様方には、一年間、どうもありがとうございました。

<終了>